諮問庁:防衛大臣

諮問日: 令和7年6月19日(令和7年(行情)諮問第702号)

答申日:令和7年10月29日(令和7年度(行情)答申第506号)

事件名:「海空作戦 統合教範10-4 令和5年3月15日 統合幕僚監部」

の一部開示決定に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「「海空作戦」(表紙は除く)及びその改正理由書。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、「海空作戦 統合教範10-4 令和5年3月15日 統合幕僚監部(表紙を除く。)」(以下「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月17日付け防官文第60 55号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 文書の特定に漏れがある。

改定理由書が存在するはずである。

(2) 電磁的記録の特定を求める。

令和5年度(行情)答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

(3)変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報(別紙1(略)で説明されているもの)及びプロパティ情報(別紙2(略)で説明されているもの)が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(4) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情

報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合に も、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術 的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分 庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、 事前に申し立てる次第である。

(5) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象 文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反す るので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開 示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(6) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき である。

(7) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。 更に「情報公開事務処理の手引」(平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)が、「部分開示(部分不開示)の

範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁) と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和7年3月17日付け防官文第6055号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のと おりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示と した。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「文書の特定に漏れがある」としているが、本件対象 文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (2)審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が 生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文 書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文 書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたもので あり、その他の部分については開示している。
- (3)審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第17 55号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏 まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該 当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和7年6月19日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年7月17日

審議

④ 同年10月23日

本件対象文書の見分及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示と する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を 求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、 以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及 び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求については、請求文言に「「海空作戦」(表紙は除く) 及びその改正理由書」と記載されていたことから、これに該当する文 書として本件対象文書を特定した。

- イ 開示請求時点において、本件対象文書の改正は行っておらず、本件 対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成又は取得しておら ず、保有もしていない。
- ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本 件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認でき なかった。
- (2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、統合運用における海空作戦に関して、 自衛隊の行動、運用及び教育訓練について具体的かつ詳細に記載されてい ることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び 練度が推察され、害意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容 易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいて は国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相 当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたこ とは妥当である。

- 4 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

### (第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

# 別表

不開示とした部分	不開示とした理由
本文の1ページないし8ページ	自衛隊の行動、運用及び教育訓練に関
及び10ページないし21ペー	する情報であり、これを公にすることに
ジのそれぞれ一部	より、自衛隊の運用要領、能力及び練度
本文の9ページの内容の全て	が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂
	行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安
	全を害するおそれがあることから、法5
	条3号に該当するため不開示とした。

(注)ページ番号は、本件対象文書に記載されているページ番号を指す。